

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 永年勤続者に支給する旅行クーポン券

**Q** : 当社では、勤続20年の永年勤続者に対して、20万円の旅行クーポン券を支給しています。この場合、給与として課税しなければならないのでしょうか。

**A** : その旅行クーポン券が旅行のためにのみ使用され、現金化することができないようなもので、その額が永年勤続者表彰として適当なものである限り、給与として課税されることはありません。

しかし、金銭と引き換えることができる旅行クーポン券については、実質的には金銭の支給と同じですので、原則として券面額に相当する金額の給与の支給があったものとして課税されます。この場合でも1年以内に旅行クーポン券の使用が確認された場合は、課税しなくても差し支えないものと思われます。

### 【解説】

使用者が永年勤続した役員又は使用人の表彰に当たり、その記念として旅行、観劇等に招待し、又は記念品（現物に代えて支給する金銭は含みません。）を支給することによりその役員又は使用人が受ける利益で次の要件のいずれにも該当するものについては、課税されないことになっています。

- ① その利益の額が、その役員又は使用人の勤続期間等に照らし、社会通念上相当と認められるもの。
- ② その表彰が、おおむね10年以上の勤続年数の者を対象とし、かつ、2回以上表彰を受ける者については、おおむね5年以上の間隔をおいて行われるものであること。

